

農業用免税軽油の申請は お済みですか?

農業用の軽油引取税免税証について、今回期間内に申請出来なかった方は、下記により申請を受け付けます。なお、今回の申請期間を過ぎますと、1年分の全量交付ができないことがあります。

- ■3月4日(木)、5日(金)
 - 9時~11時30分、13時~15時30分
- **亦**下都賀庁舎 第 2 福利厚生棟 2 階会議室 (栃木市神田町 6 - 6)

【対象地区】

栃木県税管内全ての市町

(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)

【申請の際に持参するもの】

- 1. 免税軽油使用者証
- 2. 印鑑
- 3. 免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証 (原本)を添付。)
 - ※新規申請以外の方
- 4. 使用者証更新手数料 420円 ※新規申請および使用者証更新の場合
- 5. 耕作証明書
 - ※新規申請および耕作面積が変更になった場合 (使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要。)
- ※新規申請の方は、免税証の交付は後日です。
- ※令和3年交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度です。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降です。
- ※新規申請および免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ※更新手数料はつり銭の無いようご協力ください。
- ※国税および地方税の差押え等の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用および体温測定のご協力をお願いします。発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせてくださいますようお願いします。

問栃木県税事務所 ■0282(23)6882

聞こえと難聴の悩み・補聴器の 相談会のご案内

人の話が聞こえず悩んだり、テレビの音が大きいと言われるなど聞こえに不自由を感じている方や、そのご家族・友人・介護者等を対象に相談会を行います。

会場では、情報保障として要約筆記(文字通訳) を配置しコミュニケーションに配慮しております ので、安心して参加いただけます。

- ※相談・入場は無料です。
- ※完全予約制ですので、事前に下記の問合せ先へ お申込みください。
- ■2月25日(木) 13時10分~15時30分
- 動野木町老人福祉センター(ホープ館)

2階 教養室①・②および会議室

(下都賀郡野木町大字友沼5840-7)

【開催内容】

〈聞こえと難聴の悩みについての相談〉

聞こえの悩み、難聴者の意思疎通の方法・情報 提供など

- 「耳マーク」を使って難聴の不安を軽減できます。 どのように使うかお話しします。
- ・病院の診察や地域の会合などで聴こえず困った とき、市町の派遣制度で要約筆記者に通訳して もらうことができます。

〈補聴器相談〉

・補聴器専門店の方がアドバイスします。 販売は しません。

〈難聴者に役立つ福祉機器の展示など〉

・難聴用電話機・聴覚障害者用屋内信号装置等の 生活支援機器を展示します。

【主催】

特定非営利活動法人 栃木県中途失聴·難聴者協会

※新型コロナウイルス感染症の防止対策として、 検温・手指のアルコール消毒・マスク着用にご協力をお願いします。

【予約申込み先・問合せ】

難聴者協会ホームページ

http://tochiginancho58.jimdo.com/

■080(8742)9811

FM028(333)1453

⊠tochiginancho@yahoo.co.jp